

スポーツ振興くじ（第902回～第904回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第240号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年12月15日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

- 1 **スポーツ振興投票の名称**
別紙1～3のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**
別紙1～3のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**
別紙1～3のとおり
- 5 **特定指定試合を実施する期日又は期間**
別紙1～3のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**
別紙1～3のとおり
- 7 **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
別紙1～3のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**
別紙1～3のとおり
- 9 **1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**
別紙1～3のとおり
- 10 **その他**
発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第902回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成29年1月4日(水)～同年1月14日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・特定指定試合を実施する期日又は期間

平成29年1月14日(土)及び同年1月15日(日)

・試合当たり投票種類数

(1) BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/14	①	トテナム・ホットスパー (トテナム)	ウェスト・ブromウィッチ・アルビオン (ウェブロ)
1/15	②	バーンリーFC (バーンリー)	サウザンプトン (サザン)
1/15	③	ハル・シティ (ハルシティ)	AFCボーンマウス (ボンマウス)
1/15	④	サンダーランド (サンダー)	ストーク・シティ (ストーク)
1/15	⑤	スウォンジー・シティ (スウォンジ)	アーセナル (アセナル)
1/15	⑥	ワトフォード (ワトフォ)	ミドルスブラ (ミドルス)
1/15	⑦	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/15	⑧	レスター・シティ (レスター)	チェルシー (チェルシー)
1/15	⑨	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)	アストン・ヴィラ (アストン)
1/15	⑩	バーミンガム・シティ (バーミン)	ノッティンガム・フォレスト (ノッティン)
1/15	⑪	プレストン・ノースエンド (プレストン)	ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン (ブライトン)
1/15	⑫	フラム (フラム)	バーンズリー (バーンズ)
1/15	⑬	ロザーハム・ユナイテッド (ロザーハム)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)
1/15	⑭	シェフィールド・ウェンズデイ (シェフィールド)	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、7億2円（加算金のあるときにあっては、10億2,015円）

(2) 100円B I G

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) B I G 1000

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

・ **スポーツ振興投票の名称**

第903回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成29年1月4日（水）～同年1月14日（土）

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）

1等 10割

(2) mini toto B組（ミニトト ビークミ）

1等 10割

(3) toto GOAL 3（トトゴールスリー）

1等 10割

2等 開催試合結果数（6）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

平成29年1月14日（土）、同年1月15日（日）及び同年1月16日（月）

・ **試合当たり投票種類数**

(1) mini toto A組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) mini toto B組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) toto GOAL 3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

- (1) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
- (2) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
- (3) totoGOAL3
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/14	①	トテナム・ホットスパー (トテナム)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブロ)
1/15	②	バーンリーFC (バーンリー)	サウザンプトン (サザン)
1/15	③	スウォンジー・シティ (スウォンジ)	アーセナル (アーセナル)
1/15	④	ハル・シティ (ハルシティ)	AFCボーンマウス (ボンマウス)
1/15	⑤	サンダーランド (サンダー)	ストーク・シティ (ストーク)
1/15	⑥	ワトフォード (ワトフォード)	ミドルスブラ (ミドルス)
1/15	⑦	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/15	⑧	レスター・シティ (レスター)	チェルシー (チェルシー)
1/15	⑨	エヴァートン (エヴァートン)	マンチェスター・シティ (マンC)
1/16	⑩	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	リヴァプール (リヴァプ)

・ 合致の割合の算式において本センターが定める率

- (1) mini toto A組
1等 1分の1
- (2) mini toto B組
1等 1分の1
- (3) totoGOAL3
1等 5分の3
2等 5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) mini toto A組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）
- (2) mini toto B組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）
- (3) totoGOAL3
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

・スポーツ振興投票の名称

第904回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成29年1月14日(土)～同年1月21日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) toto (トト)

1等 10割

2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1等 10割

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ 特定指定試合を実施する期日又は期間

平成29年1月21日(土)及び同年1月22日(日)

・ 試合当たり投票種類数

(1) BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) toto

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) mini toto A組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) mini toto B組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(8) totoGOAL3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

- (1) BIG (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (3) BIG1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
- (4) mini BIG (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
- (5) toto (トト)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
- (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
- (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
- (8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/21	①	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
1/21	②	VfLヴォルフスブルク (ヴォルフス)	ハンブルガーSV (ハブル)
1/22	③	RBライプツィヒ (ライプツィ)	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)
1/21	④	シャルケ04 (シャルケ)	FCインゴルシュタット (インゴル)
1/21	⑤	FCアウグスブルク (アウグス)	ホッフエンハイム (ホッフエン)
1/21	⑥	SVダルムシュタット (ダルム)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)
1/21	⑦	リヴァプール (リヴァプ)	スウォンジー・シティ (スウォンジ)
1/22	⑧	ストーク・シティ (ストーク)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
1/22	⑨	マンチェスター・シティ (マンC)	トテナム・ホットスパー (トテナム)
1/22	⑩	クリスタル・パレス (クリスタル)	エヴァートン (エヴァートン)
1/22	⑪	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブロ)	サンダーランド (サンダー)
1/22	⑫	AFCボーンマウス (ボンマウス)	ワトフォード (ワトフォード)
1/22	⑬	ミドルスブラ (ミドルス)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/22	⑭	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	ロザーハム・ユナイテッド (ロザーハム)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(6) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(7) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(8) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) B I G
一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）
- (2) 100円B I G
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (3) B I G 1000
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）
- (4) m i n i B I G
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）
- (5) t o t o
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）
- (6) m i n i t o t o A組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (7) m i n i t o t o B組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (8) t o t o G O A L 3
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）